

## 奈良県自転車活用推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 奈良県自転車活用推進計画（令和2年3月改定）に基づき、本計画に位置づけた施策について、フォローアップを実施し、PDCAサイクルによる評価・改善を図るとともに、措置の方向性や進め方、措置を進める上での課題の解決策、注意すべき点などについて、計画策定時にご助言を頂いた有識者（サイクルアドバイザー）で構成する「奈良県自転車活用推進会議」を新たに設置する。

### (役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項についてフォローアップ、助言等を行うものとする。

- (1) 奈良県自転車活用推進計画に掲げた施策の進捗状況に関する事
- (2) 奈良県自転車活用推進計画に位置づけた措置に関する事
- (3) その他関連する事項に関する事
- (4) 奈良県自転車活用推進計画の改定に関する事

### (会議の構成)

第3条 会議は、別表に掲げるサイクルアドバイザー（委員）で構成する。

### (任期)

第4条 サイクルアドバイザーの任期は5年とする。ただし、サイクルアドバイザー（委員）が欠けた場合の補欠のサイクルアドバイザーの任期は前任者の残任期間とする。

### (庶務)

第5条 会議に関する庶務については、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規定は、令和6年8月9日から施行とする。

## 奈良県自転車活用推進会議傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則として10名とします。

### 2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等は冒頭までとする。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議に入る場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

奈良県自転車活用推進会議サイクルアドバイザー一覧

	氏名	役職
サイクルアドバイザー（委員）	議長 山中 英生	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 研究部長
	古倉 宗治	特定非営利活動法人 自転車政策・計画推進機構 理事長
	佐野 純子	奈良インターカルチャー 代表 (一財)奈良県ビジターズビューロー 理事
	藤本 芳一	輪の国びわ湖推進協議会 会長 自転車ライフプロジェクト 代表
	三船 雅彦	プロサイクリスト 株式会社マッサエンタープライズ 代表取締役